平成30年度　渡嘉敷村観光協会整備委託業務

企画提案仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、渡嘉敷村商工観光課（以下「甲」という）が委託する渡嘉敷村観光総合推進事業業務（以下「本業務」という）に適用し、受託者（以下「乙」という）が行う本業務に関して、必要な事項を定めるものとする。

1. 事業の目的

本事業の実施地域である沖縄県渡嘉敷村は、世界でも有数のダイビングスポットの美しい海、沖縄本島からのアクセスの良さ（泊港から高速フェリーで片道35分）などの理由により、年間13万人近くの観光客が足を運ぶ人気の観光地である。

また、平成26年3月5日「サンゴの日」に渡嘉敷村と座間味村からなる慶良間諸島が全国で31番目の国立公園に指定されたことにより、島を訪れる観光客が年々増加する傾向にある。特に外国人観光客の入域数は年々増加しており、今後さらなる伸びが期待できる。

前述したような状況において、渡嘉敷村では平成29年に「渡嘉敷村観光振興計画（5ヵ年）」を策定した。この計画では、観光協会の役割、事業の目標を明確にした上で、平成31年度2月に観光協会を設立することが決定している。

本事業は、観光客へのサービス、観光PR、座間味村、沖縄県はじめ地域連携を深める等、戦略的に観光施策を実施するための観光協会の設立に向け、関係者を巻き込んで「観光協会設立準備委員会」の企画運営を実施し、観光協会のスムーズな立ち上げを目的とする。

1. 業務の概要
2. 業務の名称

渡嘉敷村観光協会整備委託業務

1. 契約期間

契約日の翌日から平成31年2月28日までの間に定める

1. 履行場所

渡嘉敷村　商工観光課

1. 業務内容

本仕様書が規定する企画提案内容は以下の通りとする。

・「観光協会設立準備委員会」の企画運営

村内外の関係者からなる「観光協会設立準備委員会」の立ち上げ、さらに委員会の議論が円滑に進むための企画運営を実施する。本事業の企画提案では、以下の要件に留意すること。

① 観光協会の設立時期を平成31年2月とし、本格的な稼働時期を平成31年4月とする。

② 平成31年2月設立時から平成31年3月末の期間において、業務並びに予算の

移行等を調整する。

③ 観光協会は、平成29年度策定の観光振興計画の実現に向けた組織とする。

④ 行政、経済団体、観光関連団体、一次産業の組合等村内各種団体並びに村内観光事業者が一体となって取り組める組織とする。

⑤ 沖縄観光コンベンションビューロー等地域の観光団体、環境省慶良間自然保護官事務所等行政機関や各種団体との連携による観光施策を実施できる組織とする。

⑥ 自立、自走できる持続可能な組織を目指す。

⑦ 「観光協会設立準備委員会」は平成30年12月末までに計5回以上開催する。

※議論の進捗状況に応じて、必要回数は甲と協議する。

⑧ 提案には、平成29年度策定した「渡嘉敷村観光協会設立準備員会ロードマップ」を参考に、「観光協会設立準備委員会」（全5回程度）の具体的な内容について明記する。

※別添参考「渡嘉敷村観光協会設立準備員会ロードマップ」

⑨ 設立に必要な書類の作成と登記等の手続きまでサポートする。

４．業務実施における留意事項

本業務の実施にあたっては、受託者（以下「乙」という）は、次の事項に留意すること。

（1）実施体制

本事業委託に必要な専門性や経験を有する業務責任者を置き、円滑な事業運営を

図ること。また、これら業務に従事する者に対して必要な労務管理を行うこと。

（2）コーディネーター等の登用

渡嘉敷村観光振興実施計画等策定にむけた基礎調査業務委託を実施するうえで、

関係者の活発な議論、円滑な合意形成が進むよう、各分野に精通し、識見のある

者を乙が本業務委託料の範囲内で登用する。

（3）会場及び備品

本事業委託に係る集い、セミナーは甲が島内の指定する場所で行うものとし、

会場使用費は無料とする。

また、会議を行うにあたり必要となる備品（プロジェクター及びスクリーン等）は可能な限り甲が所有するものを利用するものとするが、必要に応じ、乙が調達する（備品購入は原則として認めない）ものとする。

（4）連絡体制

乙は、甲との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調整体制を整えること。また、甲と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じて、その都度必要な情報提供を行うこと。

（5）再委託などの制限

乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、事前に協議して、甲の承認を得た場合は、その限りではない。

（6）成果物の著作権等

本業務における成果品は、第三者の肖像権・所有権、著作権等を侵害していないことを保証し、第三者から成果品に関して権利の侵害を主張された場合の一切の責任は乙が負うものとする。

本業務の実施に当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、音楽等）の活用も可とする。その場合の、権利保有者との交渉、契約関係、スケジュール調整等、その他付随する業務全般を乙が実施すること。

本業務により生じた著作権等の権利は、原則として甲に帰属する。また、甲は加工及び二次利用できるものとする。

（7）完了報告書の作成

本業務終了後、速やかに以下を取りまとめた完了報告書を作成し、提出すること。

・業務概要

・業務総括（成果（数値等）、課題等）

・決算書

・その他、村が必要と認めた内容

（8）成果物

A.渡嘉敷村観光協会事業計画書　50部

B.渡嘉敷村観光協会定款　　　1部  
C.職員就業規則、嘱託職員就業規則、臨時職員就業規則、役員の費用弁償・役員手当

及び講師謝金規程、会員会費徴収規程、経理処理規程等渡嘉敷村観光協会設立時に必要な書類　1部

※必要とする書類については甲と協議する。

上記【A～C】のPDFデータ等　CD-ROM　各1枚

５．注意事項

提案内容については、以下の点に留意すること。

・契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施することを保証するものではない。

・本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。

・本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

・業務を実施するにあたり、委託業務全体を統括し必要に応じて渡嘉敷村商工観光課と速やかに連携に行うなど事業を円滑に履行することが出来るよう、担当者を 1 名以上配置すること。

６．その他

本仕様書に規定のない事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定する。